

決算統計業務システムに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定
総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「決算統計業務システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

決算統計業務システム（正式名称は「地方財政決算情報管理システム」）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき毎年度実施する地方公共団体の決算に関する調査である。

各地方公共団体においては、本調査への回答に当たり、財務会計システム等で保有する予算執行データ等を加工し、70種類程度存在する決算統計の調査表を作成し、決算統計業務システム（以下「現行システム」という。）を通じて国への提出を行っている。

現行の各地方公共団体における決算統計業務は、データ加工作業や調査表間の整合性の確認等、回答に当たって多大な時間を要しており、加えて、現行システムの仕様により、以下のような課題を抱えている。

- ・現行システムには、国と地方公共団体間での資料共有や質疑応答の機能がなく、情報がシステム内に集約されていない（電子メール等により決算統計業務システム外で行っている）。
- ・現行システムには、検収の際に、提出された管内団体の回答を確認する機能がないため、都道府県（市区町村担当課）は、管内団体と電子メール又は郵送等により調査表データを取得した上で検収を行うなど、非効率な状況が生じている。
- ・現行システムでは、自団体以外のデータを取得できないため、他団体のデータを参照したい場合は、e-Statに掲載されたデータを取得する必要がある。

決算統計業務は、これらの要因により業務の効率化が阻害され、特に地方公共団体における業務負荷が高くなっている。

(イ) 現行システムの導入状況

現行システムは、決算統計業務を自動化し、円滑に実施するため、平成14年度に運用開始されたものである。

現行システムは運用開始以降、基本的な構成等を変更していないため、運用に係る経費が固定化し、また、利便性向上に資する改修が十分に行われていないため旧式化している。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

(ア) 業務の実態（業務フロー等）及び(イ) システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム（以下「次期システム」という。）ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。

共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。

- ・ 決算統計業務に必要な団体間のやり取りに関する機能（マニュアル等の資料共有や質疑応答の実施・過去質疑の参照）を集約し、決算統計業務は次期システム内で完結可能とする。
- ・ 検収の際に、都道府県（市区町村担当課）は管内団体、総務省は全団体の回答を提出団体と同一フォームで確認可能とする。
- ・ 国と地方公共団体双方において、確定後（公表後）の調査データを任意の年度・項目・団体について、次期システムから手間なく迅速に入手可能とする。

また、上記以外の業務負荷の軽減に資する主な改修内容は以下のとおり。

- ・ システムのモダン化により、国・地方双方の業務効率化（複数職員による同時入力・編集等を可能に）
- ・ 提出データの入力単位を千円単位から円単位とし、提出時の加工、確認作業を軽減
- ・ 回答項目を最小粒度のみ（小計欄や重複するデータは入力不要）に設定することで団体の入力項目数を削減し、提出及び検収・審査の負担を軽減

※なお、コンバータやBI ツール機能の導入については、実現可能性調査の結果、今回の見直しにおいては見送る方針であるが、利便性向上の観点から、引き続き検討していく。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

決算統計業務システムの更改により、各地方公共団体において、調査回答の作成、回答内容の確認作業等に要する時間を削減でき、業務効率化や負担軽減が見込まれる。

また、国においても、次期システムより地方公共団体が提出したデータの閲覧、出力が可能となることによる業務効率化や負担軽減が見込まれる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。

次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。

なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

上述のとおり、決算統計業務システムの更改により、国・地方公共団体双方の業務効率化を図るとともに、地方公共団体におけるシステム改修に配慮した仕様の次期システムを設計・開発することで、国・地方を通じたトータルコストの最小化を図る。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 地方公共団体における財務会計システム等の改修

令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。

このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。

イ. 地方公共団体における次期システムへの円滑な移行

今般の決算統計業務システムの更改は、平成14年度の現行システムの運用開始以来の抜本的な見直しを伴うものであり、業務の各工程におけるシス

テムの利用方法に大幅な変更が見込まれる。

このため、次期システムの運用開始までに、地方公共団体職員向けのユーザー教育や団体における試行運用を行い、全地方公共団体の担当者が次期システムによる決算統計業務に円滑に移行することができるよう努める。

(2) スケジュール

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
要件定義・調達	■	■	■	■																	総務省
設計・開発					■	■	■	■													総務省
入力様式やデータ取込方法等について地方公共団体へ情報提供					■																総務省
地方公共団体へのユーザー研修									■												総務省
試行運用 ※一部地方公共団体へ協力依頼										■	■	■									総務省
運用開始													■	■	■	■	■	■	■	■	総務省